

- 1 日 時
平成21年3月19日(木) 午後1時30分から午後4時00分まで
 - 2 場 所
県庁中庁舎10階 大会議室
 - 3 出席者
委 員：瀧委員長、石黒副委員長
福岡委員、吉門委員、柳澤委員、寺田委員、榎瀧委員、宮脇(健)委員
事務局：環境生活部 井原次長
環境政策課 庄司課長、矢沢室長、山本主幹、道上主幹、深沢主査、新井主査、
三田副主査、坂元副主査
傍聴者：10名
 - 4 事 案
(1)(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について (答申案検討)
(2)君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書について (再検討)
(3)その他
 - 5 議事の概要
(1)(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について (答申案検討)
別紙1のとおり
(2)君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書について(再検討)
別紙2のとおり
(3)その他
・事務連絡
- 【資 料】
- 1 会議次第
 - 2 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見 (答申案)(資料1-1)
 - 3 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価の手續経緯等 (資料1-2)
 - 4 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書(検討結果案) (資料1-3)
 - 5 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する住民意見の概要と事業者見解の写し (資料1-4)
 - 4 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書についての当委員会の会議録 (資料1-5)
 - 5 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価の手續経緯等 (資料2-1)
 - 6 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書委員会資料 (事業者作成資料)(資料2-2)

【別紙 1】

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

(2) 事務局説明 事務局から資料に基づき、検討結果案及び答申案について説明

(3) 質疑等

委員長： 前回の委員会で、オオタカ、サシバ等鳥類の関係で質問があったが、それに関してはどうか。

委員： 大変、大きな視点で書いてあるので、これで良いと思う。

委員長： では内容について、前文はどうか。

各委員： (意見なし)

委員長： 「全般にかかわる事項」の7項目について、どうか。

委員： このように表現するしかないと思う。

委員： 解体関係について、少し大きく書いてあるが、適切に書かれていると思う。

副委員長： 「影響が最大となる時期を予測、評価すること」とあるが、「最大となる時期に予測、評価すること」ではないのか。

事務局： 影響が最大となる時期を予測対象時期とするように、という趣旨であるが、表現について技術指針を確認したいので、少し時間をいただきたい。

委員長： では、これについては後に置いておいて、他にあるか。

各委員： (意見なし)

委員長： では、次の「大気質にかかわる事項」については、どうか。

各委員： (意見なし)

委員長： 「騒音にかかわる事項」、「低周波音にかかわる事項」については、どうか。

各委員： (意見なし)

委員長： 「悪臭にかかわる事項」については、どうか。

各委員： (意見なし)

委員長： 動植物関係については、どうか。

各委員： (意見なし)

委員長： 「景観にかかわる事項」については、どうか。

委員： 事業者はこの意見と異なる考え方であったと思うので、はっきりと「この地域の景観資源である谷津との調和を図るよう色彩を見直す」ということが書かれているので、良いと思う。

委員長： 最後の「監視計画にかかわる事項」については、どうか。

委員： 調査について、供用開始後3年間ということなので、良いと思う。

委員： 地下水の監視計画の意見に、「揚水期間には密に」とあるが、「特に揚水期間には密に」などにしたほうが良いのではないか。

- 委員： 「その拡散の有無の確認のため、観測すること。特に・・・」としたほうが趣旨がはっきりするのではないか。言葉のつながりがわかりにくい。
- 事務局： 準備書の監視計画では、地下水の調査は毎月行うことになっているが、揚水期間についてはそれでは不十分ということで指摘している意見である。委員ご指摘のとおり、「その拡散の有無の確認のため、特に基礎工事に伴う地下水の揚水期間には密に観測すること」としたいが、いかがか。
- 委員： 毎月1回行うことについては、良しとするということか。
- 事務局： そのとおりである。
- 委員： そうであれば、そのような文章で良いと思う。「密に」の頻度がどのくらいかということがあると思うが。
- 事務局： 同様の表現が植物の移植に関する意見のところにも入っているが、1日1回なのか2回なのかということまでは決めていない。様々なケースがあると思う。通常の植物の調査では、年3回、4回ということのだが、移植個体の活着がある程度確認できればそれで良いかと思うが、“確認されるまでは必要な頻度を”、ということで、ある程度事業者の判断が入ってしまうが、通常よりは多く調査するようという趣旨である。
- 委員： 調整池については、サシバの保全のためにビオトープ化して欲しいということをお願いしてきた。カエル類がある程度発生することが必要だが、そのための調査については、監視計画の(4)の意見に含まれているということか。
- 委員長： 今の意見について、(4)に含めるべきか、それ以外とすべきか、そこから検討する必要があると思う。事務局、どうか。
- 事務局： 「陸上動物相」及び「陸水生物」の監視計画については準備書にも記載されている。ただ、頻度が年1~4回ということになっており、その頻度では予測評価と事後調査結果を比較することができないので、(4)は、事後調査についても環境影響評価の調査頻度とするように、という意見である。カエル類についても、現状の湿性植物群落において調査されているが、同様の頻度で実施するようというので、委員ご指摘のとおり、(4)に含まれると考えている。
- 委員： 猛禽類との関わりが大きな話になるので、猛禽類の3年間と合わせて、3年間実施されるという解釈でよいか。
- 事務局： 前回の案件の審議でも議論になったが、事後調査は3年を目安としており、施工時の事後調査と供用時の事後調査について、知事に報告書を提出することになっている。知事は、報告書を見たうえで、調査の継続や保全措置の追加を指示することができるが、区切りを付けないと報告書が提出されないので、3年間で区切らせていただいている。
- 委員： 委員会において、その報告書を見ることはできるのか。
- 事務局： 制度上、この委員会で審議をお願いする事項は、方法書と準備書になる。委員会で確認したいということであれば資料を出すことはできる。
- 委員： 「景観にかかわる事項」のところ、「この地域の景観資源である谷津との調

和を図るよう色彩を見直す」について、既に決まっているものに対して見直す、ということなのか。

事務局： 準備書では建屋の色について、隣接する工業団地で灰色を基調とした色を使っているということで、この清掃工場も灰色をベースにするという計画になっている。工業団地のほうを見るのではなく、谷津を意識して色彩を見直してほしいという趣旨である。

委員長： 他になければ、先ほど保留としていた質問について、事務局どうか。

事務局： 技術指針を確認したところ、明確な表現は使っていなかったが、例えば供用時については「供用開始後、定常状態になる時期及び影響が最大になる時期」を予測対象時期としており、「対象事業に係る工事の完了後、施設の供用又は稼働による騒音レベル等が定常状態に達する時期とともに、影響が最大になる時期を設定することができる場合にその時期も併せて行うものとする。」としている。答申案では、言葉が足りないと思われるので、「影響が最大となる時期を設定し、予測、評価すること。」という表現ではどうか。

また、先ほど監視計画のところ、地下水を「密に」調査を実施する時期について、「特に」という言葉を追加したが、移植に関する意見のところでも「密に」という言葉を使っており、こちらも「特に移植直後は密に」という表現にすることが適切かと思うが、いかがか。

委員長： 事務局の修正案について、どうか。

各委員： （異議なし）

委員長： 特に意見がなければ、そのように加筆、修正したいと思う。

答申については、欠席委員がいるので、事務局から欠席委員の意見を確認したうえで、委員長及び副委員長に一任していただきたいと思うが、いかがか。

各委員： （異議なし）

委員長： では、事務局には欠席委員への確認をお願いします。

それでは、この案件については終了とする。

【別紙 2】

君津共同発電所 6 号機増設計画に係る環境影響評価準備書について

(1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

(2) 事業者説明 資料 2-2 により、委員意見に対する事業者見解について説明

(3) 質疑等

委員： 資料 2-2 の No4 について、平成 10 年、15 年というのは異常気象が続いているので、特定の年の気象データを使わない方がよいのではないかという感想だが、平成 11 年 3 月の異常年検定について説明願いたい。

事業者： 平成 11 年 3 月の日射量が少ないことで、大気安定度が安定側、Cmax が小さくなる方向になっているが、それはごく僅かであるという説明の文章になっている。それから、平成 10 年、11 年と古いデータを使っているが、結果の妥当性については準備書の中で大きな変化はないことを立証した。

委員： No10 について、廃棄物の中で汚泥の量が 2/3 以上を占めている。貝殻については原材料化しているが、何の原材料としているのか。

事業者： セメントの原材料である。

委員： No5 の生物の調査のことだが、10 年というのは大変に長い時間で、素直に受け入れられないという意味で、前回、意見を申し上げた。

新しく環境影響評価を行う場合と比べて半分しか調査ができていないということになるので、このまま受け取っていいのかという心配がある。

方法書の審議を夏まで行っていて、一年間の調査期間があるのに、半年も経たぬ 1 月になって準備書が出てくるということも不思議だと思う。調査をするという決心をしたのであれば、それなりの調査結果を見せて欲しい。

事業者： この件に関しては、評価書の提出があるが、それまでの間、春、夏の調査を行うという計画になっている。評価書の時にきちんと反映させたいと思っている。

委員： どう答えたらよいか。

委員： 廃棄物の再利用の際に、またエネルギーを使うということにはなるが、増設により増える廃棄物について、特に千葉県内の最終処分量が多いので、できれば何らかの再利用方法を考えて、最終処分量の削減に向けて努力して欲しい。

事業者： 残念ながら我々の発電所のリサイクル率は、100%にはなっていないので、日常、色々な処分方法について、調査検討を行い、100%を目標として、現在事業運営をしているところである。来年からすぐに 100%というのは無理なので、そういう意識で事業を運営している。

委員： 汚泥のリサイクルは、難しく、何処でもあまりうまく行っていないと一般的には言われているので、引き続き努力願いたい。

- 委員： 準備書 2.2-25 の第 2.2-11 表 発電用燃料の種類及び年間使用量の「利用率」は何に対する何の率なのか。
- 事業者： 「利用率」の定義としては、第 2.2-11 表 発電用燃料の種類及び年間使用量の注意書きの 3 で示しているが、分母は定格出力で発生する電力で、分子は実際に発生する計画の電力である。
- 委員： No11 の温室効果ガスについて、二酸化炭素排出原単位は増加するが、説明では効率の良い施設を採用することによって、二酸化炭素の低減を図るとしている。どのような過程で、二酸化炭素排出原単位はどれくらい低減することになるのか。
- 事業者： 普通の発電所は電気を作るために、燃料を燃やす。私共の今回の事業は、鉄を作るために副生ガスが出てしまうが、出てしまったものをそのまま放出すると CO₂ だらけとなるだけでなく、非常にもったいないので電気に換える。普通の発電所とは違う。出てしまった副生ガスをいかに有効なエネルギーに換えるという事業なので、単位電力当たりの二酸化炭素排出原単位は計算上こうなってしまう。効率を上げるというのは、副生ガスからいかに多くを電気エネルギーに換えるかということだが、その電気に換える機械を効率の高いものにしたということである。
- 委員長： 製鐵所と組み合わせれば、発電の量だけ CO₂ は減るという理解でよいか。
- 事業者： 発電した電力により発生した CO₂ については、君津共同火力では負担せず、出資会社である東京電力、新日鉄が負担する。京都議定書の中の削減計画では、両出資会社における事業全体の中で削減を図ることとなっている。
- 委員長： 先ほどの 10 年前の動植物の調査の件であるが、特にこの地域で、動植物における 10 年という開きは、どの程度の影響を与えるものなのか。
- 委員： とても難しい話で、私共が地元で行っている鳥の調査だと、ある種類が 2 倍あるいは 3 倍の個体数になるという例は幾つもある。逆に 1/2、1/3 になる種類もいるので、君津 5 号機のアセス当時との比較の材料としては、既に行われている調査がとても良い基礎的な資料になると思うので、ダメだという話ではないし新しく調査を積み上げれば、その場所の評価に面白いものが出てくるのではないかと考えている。しかし、この調査報告では基本的に現在を指していないと思う。
- 事業者： 現地を見てもらうと分かるのだが、弊社の発電所は製鐵所の中にあるため、周りは高炉等がある。緑化というと、発電所の北側にあるという程度であり、ここに巣を作るということは一切なく、飛翔しているのを確認しているだけという環境の条件の中に発電所はある。新しく海に造る発電所とは現状の環境の状況が、大きく異なる。我々としては少しでも緑化を増やそうという努力をしている。スペースが決められた中で行っているので、今回も 2000 m² くらい緑化面積を増やしており、可能な限り環境が良くなるように努力をしている。
- 委員長： 環境影響の度合いという視点から見て、どうかということだが。

事業者： 準備書のところでは、期間的に全部調査を行っていないが、4月から調査をするということで我々は手配をしている。評価書の時には全期間の調査した結果を踏まえて評価書に記載しようと考えている。

委員長： まだ調査は続くという理解でよいか。

事業者： そのとおりです。

委員長： 他に意見はあるか。

各委員： （なし）

委員長： では、本日は限られた人数での委員会になったので、欠席の委員の方々からの意見をいただく機会を設けたいと思う。本日はこれで終了とするので、事業者の方は退室願いたい。

事業者退室

委員長： 特に鳥類に関する調査、動植物に関する調査が不十分ではないかとの意見があったが、どうか。

委員： 調査をする姿勢として、環境がひどいから昔の調査でいいかという発想のところでおかしいのではないか。環境の優劣で、優のところばかり一生懸命調べるといったものではない。どこも同じ態度で、チェックはして欲しいということである。

委員長： このような事業を展開する際に、一番基本的なことである。それが今、少し疎かになっている。事務局はどうか。

事務局： 方法書の段階での経緯がある。方法書では、動植物について評価項目には設定しないということで、この委員会でも審議をしていただいた。最終的に知事意見の中では、この地域、この場所で、動植物の調査をやらないことに対して、特に意見を述べていない。その後、経済産業省の審議の中で、千葉県レッドリストに掲載されているカワウ、イソヒヨドリ等が確認されているということで、大臣勧告としては、「環境影響評価項目に追加することを検討すること。」という意見が出ている。事業者としては、その勧告を受けて検討し、やるという判断をした。やると決めた以上、決められた回数の調査が必要であれば、評価書までに調査を行うと言っているのだから、それなりに答申に盛り込めれば良いのかなと考えている。

委員： 調査をしなくても良いだろうというのは、方法書当時に、判断をしたことなので、やると決心したのであれば、同じ姿勢でやって欲しいということはそのとおりで、そのことが盛り込まれた答申になれば、この場所についてだと、特別にどうしても保護区を拡大しなければいけないという話にはならないと思うので、いけるのではないかと思う。

委員長： 先ほど申したように、調査する以上、評価もきちんとやらなければいけない。評価まで評価書で反映されるようにしなければいけない。そういう形でのよしいか。

委員： この準備書の動植物の調査がどのようにやられるのかをきちんと見た訳では

ないが、特に鳥類、昆虫、プランクトン、それぞれの調査方法とか時期とか統一されていないような感じがするので、どういう形で調査をするのか、調査の仕方について専門の委員の方に意見をいただき、調査時期や調査地点等、どういう調査が必要かというのは意見としてまとめることは必要という感じを持った。

委員長： 動物、植物、昆虫、鳥類、全てが画一的な調査時期ではないということを記憶しているが、そのことも含めてどうか。

委員： 技術指針に調査時期等は書いてあるので、それに沿ってやっていただければよい。

事務局： この案件は国の法対象事業であり、経済産業省の主務省令で調査の頻度なりが決まっているはずで、それに沿って調査を行うべきと思う。事業者は10年前のデータをベースに、今はどうなのかの調査をやり始めている。調査を継続すると言っているが、その調査の内容について明らかにされていないので、委員会で確認したいという意見があったということを事務局から伝えて、次回に調査計画、調査地点等を出していただくことは可能だと考えている。

委員長： 他に意見はあるか。

各委員：（意見なし）

委員長： この案件については、次回も引き続き審議する。